

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局市場課）

項 目 名	投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ設備」）について、令和 8 年 3 月末までとなっている取得期限を 5 年間延長し、税制優遇の適用期間（取得した再エネ設備を最初に賃貸の用に供した日から 20 年以内）を現行より長期化すること。 また、インフラファンドが匿名組合出資を通じて再エネ設備に投資する場合に、再エネ設備の運用方法を賃貸要件に限定しないこと。 ※「制度自体の減収額」は本要望項目以外の適用実績を含んだ額を基に試算しているため、右の減収額は、本税制の適用実績に限って試算した場合に比べて大きな額となっている。	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲120, 100 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として、インフラファンド市場の持続的な成長の実現のために必要な環境整備を行う。 (2) 施策の必要性 本件税制優遇措置の導入以降、5 銘柄（時価総額約 963 億円、令和 7 年 7 月現在）のインフラファンドが上場。各ファンドの資産規模合計は約 3, 112 億円であり、直近 5 年間で再エネ設備の資産が約 1, 466 億円増加（同月現在）。 一方、再エネ設備の取得期限（時限措置）が 3 年間となっていることが導管性の適用継続を前提としたファンドの新規上場の障壁となっていることに加え、導管性の適用期限が 20 年間とされているため、長期安定的な運用を見据えた設備取得・追加投資が困難である。また、匿名組合出資（組合員は業務決定・執行ができない）を通じて再エネ設備に投資する場合にも賃貸要件が課されており、共同出資案件に参加しづらいとの指摘がある。 このため、インフラファンド市場の持続的な成長の実現に向け、足下の設備投資ニーズに対応しつつ、民間投資を積極的に後押しする観点から、本税制措置が効果的に機能するよう、見直し及び延長が必要。 （注）これまで、平成 26 年度（創設）、平成 28 年度（拡充）及び平成 29 年度・令和 2 年度・令和 5 年度（延長）に税制改正。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンド市場の持続的な成長の実現に向け、足下の設備投資ニーズに対応しつつ、同市場への民間投資を引き続き積極的に後押しし、金融資本市場の利便性向上と活性化の一環としてインフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	５年間の延長を要望する。
		同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標に同じ）
		政策目標の達成状況	本件税制優遇措置の導入以降、５銘柄（時価総額約963億円）のインフラファンドが上場。令和７年７月現在、各ファンドの資産規模合計は約 3,112 億円であり、５年間で再エネ設備の資産が約 1,466 億円増加。
	有効性	要望の措置の適用見込み	足下において、現在上場している５銘柄に引き続き、上場に向けて検討に着手した新規上場案件が複数存在しており、再エネ設備の取得期限や導管性の適用期間の延長、適用要件の緩和により、これらの案件を含め、再エネ資産へのさらなる投資が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	平成 28 年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスル一課税対象資産とみなす期間が延長（10 年→20 年）されたことを受け、平成 28 年 6 月に第 1 号案件が上場されたほか、平成 29 年度税制改正、令和 2 年度税制改正及び令和 5 年度税制改正にて、再エネ設備の取得期限がそれぞれ 3 年間延長された。こうしたことを受け、令和 7 年 7 月現在、各ファンドの資産規模合計は約 3,112 億円であり、５年間で再エネ設備の資産が約 1,466 億円増加しており、措置の有効性が認められる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	上場インフラファンド市場を通じて、足下の再エネ設備への投資ニーズに対応しつつ、民間投資を積極的に後押しすることが重要であり、ファンドが導管的な器（ビークル）であることに適合した課税上の取扱いを措置することは妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
		上場インフラファンド 数（累計）※	6	7	7	6	5	5
		ファンドの合計資産額 （億円）	1,646	2,514	3,193	3,234	3,076	3,112
	※毎年3月時点で決算期が到来したファンドの数を集計							
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	根拠条文：67 の 15 適用件数：232、適用法人数：122 適用額：8,110 億円 ※「投資法人に係る課税の特例」の適用実績（令和5年度） ※本要望項目の適用件数及び適用法人数、適用額は当該根拠条文の適用実績の一部であり、本税制の適用を受ける上場インフラファンド数は5法人。						
	租税特別措置の適用による効果 （手段としての有効性）	平成 28 年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が延長（10 年→20 年）されたことを受け、平成 28 年 6 月に第 1 号案件が上場されたほか、平成 29 年度税制改正、令和 2 年度税制改正及び令和 5 年度税制改正にて、再エネ設備の取得期限がそれぞれ 3 年間延長された。こうしたことを受け、令和 7 年 7 月現在、各ファンドの資産規模合計は約 3,112 億円であり、5 年間で再エネ設備の資産が約 1,466 億円増加しており、措置の有効性が認められる。						
これまでの要望経緯	前回要望時の達成目標	再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンド市場の持続的な成長の実現に向け、足下の設備投資ニーズに対応しつつ、同市場への民間投資を引き続き積極的に後押しし、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環としてインフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を目指す。						
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	上記の通り、これまでに7銘柄が上場され、令和7年7月現在、各ファンドの資産規模合計は約 3,112 億円であり、5 年間で再エネ設備の資産が約 1,466 億円増加した。足下では引き続き上場に向けて具体的な検討に着手した新規上場案件が複数存在しており、再エネ設備の取得期限の延長により、これらの案件を含め、再エネ資産へのさらなる投資が見込まれる。						
	これまでの要望経緯		平成 26 年度税制改正要望にて、本件税制優遇措置の創設を要望。 平成 28 年度税制改正要望にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間の延長（10 年→20 年）を要望。 平成 29 年度税制改正要望にて、平成 29 年 3 月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和 2 年 3 月末までの延長を要望。 令和 2 年度税制改正要望にて、令和 2 年 3 月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和 5 年 3 月末までの延長を要望。 令和 5 年度税制改正要望にて、令和 5 年 3 月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和 8 年 3 月末までの延長を要望。					